

## 門真市公式LINEアカウント運用方針

(目的)

**第1条** この運用方針は、本市の新型コロナウイルスワクチンの接種に関する情報を、ソーシャルメディアサービスLINEを活用して積極的に発信するため、門真市公式LINEアカウント（以下「当アカウント」）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この運用方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) LINE インターネット上で当アカウントを友だちとして追加したユーザーに対してメッセージを配信することができる、LINE株式会社が提供する情報サービスをいう。
- (2) 門真市公式LINE 門真市が設置、運用するLINEアカウントをいう。
- (3) メッセージ 友だち登録したユーザーに配信するテキスト等をいう。
- (4) LINEチャット 友だち登録したユーザーとメッセージの送受信ができる機能をいう。

(アカウント情報等)

**第3条** アカウントの名称は、「門真市」とする。

(アカウント運営者)

**第4条** 当アカウントの運営者は、門真市企画財政部魅力発信課とする。

(投稿者)

**第5条** 投稿できる者は、門真市企画財政部魅力発信課職員、保健福祉部健康増進課職員及び運営者が認めた者とする。

(投稿内容)

**第6条** 当アカウントに投稿する情報は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 新型コロナウイルスワクチンの接種に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、魅力発信課長が適当と認めるもの

(意見や問い合わせ)

**第7条** 当アカウントへの個別の意見や問い合わせに対しては、自動応答を除いて、原則として対応しないものとする。

(著作権)

**第8条** 当アカウントから発信する記事の著作権は、門真市に帰属するものとする。

2 当アカウントが発信する内容は、内容を改変するほか、当アカウントからの出典である旨を明示せずに、転載または引用並びに複製することはできないものとする。

(免責事項)

**第9条** 当アカウントの投稿者及び運営者は、投稿により生じた直接・間接的な損失について、一切の責任を負わないものとする。

2 当アカウントの運営者は、運用方針の変更や運用方法の見直しまたは中止を予告することなくできるものとする。

(問合先)

**第10条** 当アカウントの内容に対する問い合わせ先は、保健福祉部健康増進課とする。

## 附 則

この運用方針は、令和3年2月26日から適用する。